鶴岡市地域コミュニティ基本方針

平成 25 年 3 月

- 山形県鶴岡市 -

はじめに

ここに鶴岡市地域コミュニティ基本方針がまとまりましたので、公表します。本市では、市政の重点方針のひとつとして、暮らす環境を整える「安心文化都市」を掲げ、市民一人一人が健康で生き生きと安心して暮らせる環境づくりを目指し、施策を展開しております。その中で、町内会や住民会をはじめとする地域コミュニティ組織は、自立的な組織として活動に取り組まれておりますが、行政との協議調整や連絡業務等を通じ、行政施策の円滑な推進におきましても欠かせない機能を担っていただいているもので、関係者の皆様には心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、近頃の人口減少、高齢化、経済状況の低迷などにより、地域コミュニティ組織の機能は縮小傾向にあるとともに、行政においても行財政改革が喫緊の課題と位置付けられています。また市民生活の面でも、核家族化や一人世帯の増加、住民同士の繋がりの希薄化などが懸念されています。

このため、将来にわたり安心・安全で心豊かに暮らせる地域社会を築くためには、市民、地域、行政がそれぞれの取り組みを見直し、互いに手を取り合う新たな協力関係を築くことが欠かせないものと認識されます。

こうしたなか、昨年 3 月に地域活動に関わる多様な関係者からなる「鶴岡市 地域コミュニティあり方検討委員会」を設置し、今後の取り組みのあり方につ いて議論いただくとともに、各地域審議会や各住民自治組織代表者から意見を 伺いながら「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」を策定したものです。

基本方針では、身近なまちづくり活動に関して今後より一層地域コミュニティが主体となった取組みを進めること、行政は市民・地域と協調・協力しながら地域課題の解決に導く活動を支援するとともに、広域的なコミュニティ機能の強化を図ることなどを位置づけております。また、全市的な取り組みの基本的なあり方を示す基本方針とは別に、旧市町村ごとの個性に応じたきめ細かな取り組みを推進するため、地域ごとの取り組みについては別に計画を定めることとし、引き続き策定に取り組むことといたしました。

今後、この基本方針に位置づけられた事項が、関係者及び多くの市民の協調・協力・参加を得ながら推進され、地域コミュニティの維持・活性化が図られる

こと、そしてそれらの活動を通じて市民生活が明るく豊かなものとなりますことを願うものです。

結びに、本方針の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました「鶴岡市 地域コミュニティあり方検討委員会」をはじめ関係各位に心から感謝申し上げ ます。

平成25年3月

鶴岡市長 榎本 政規

目 次

| 第 | 1章 | 基 基 2 | k 方 | 針(| かき | 兼定 | こに | あ | た | 0 | て | | | | | | | | | | | | |
|---|----|-------|------------|----|-----|----|----|---|---|------------|----|----|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | 1 | 基本ス | 方針 | 策 | 定の | の背 | 景 | • | 目 | 的 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
| | 2 | 地域二 | コミ | ユ、 | = 5 | ティ | 0 | 現 | 状 | • | 課 | 題 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 |
| 第 | 2章 | . 基7 | 本方 | 針(| カド | 勺容 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 地域二 | コミ | ユ | 二 | ティ | づ | < | ŋ | <i>(</i>) | 理 | 念 | | • | • | • | • | • | | • | | • | 9 |
| | 2 | 地域: | コミ | ユ | 二 | ティ | 0 | 果 | た | す | 役 | 割 | と | 目 | 指 | す | 姿 | | • | • | • | • | 10 |
| | 3 | 自治統 | 且織 | に | 望 | まれ | る | 取 | ŋ | 組 | み | Þ; | 機 | 能 | | • | • | • | • | • | • | • | 12 |
| | 4 | 行政に | こよ | る | 主 | 要な | 取 | ŋ | 組 | み | لح | 施 | 策 | (T) | 概 | 要 | | • | • | • | • | • | 15 |
| | 5 | 行政に | こよ | る | 地均 | 或コ | ? | ユ | = | テ | イ | 関. | 連 | 施 | 策 | | • | • | • | • | • | • | 18 |
| 第 | 3章 | . 基7 | 本方 | 針(| のぇ | 進め | 方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 基本方 | 方針 | のj | 進と | め方 | î | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 21 |
| 付 | 属資 | 料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 用語 | の解詞 | 兑 | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | | • | 22 |
| | 策定 | の経道 | 日 | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | | • | 23 |
| | 策定 | の体制 | 訓 | • | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 24 |

第1章 基本方針の策定にあたって

1 基本方針策定の背景・目的

(1) 背景

地域コミュニティは、それぞれの地域の地勢、気候、産業、歴史、文化など様々な背景の中で、独自の仕組みを築き、相互扶助や共同作業、親睦事業、環境整備、文化の伝承等々、まさに「共同体」として住民にとって必要な活動に取り組んできました。しかし、産業構造の変化とそれに伴う就業形態の多様化や官や民による公共的サービスの拡充などから、市民の生活が便利になるにつれ人々の価値観も多様化し、地域コミュニティが果たす役割や機能はことさら重要視されず、人と人との繋がりが薄れ孤立化が進みました。その結果、少子高齢化や核家族化が進行した現在においては、孤独死が社会問題となったり、東日本大震災等を契機に人と人との「絆」が見直されたりし、世帯分離により増加している高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者の見守りなど、地域コミュニティに寄せられる期待は高まっています。

また、地域コミュニティと行政の間では、住民要望の取りまとめや行政連絡物の各戸配布をはじめ、健康福祉、生活環境、土木事業、防災活動の推進などの各種行政施策にも欠かせない協力関係が築かれ、効率的な行政運営とともに住み良い地域づくりにも大きな貢献を果たしています。

このように市民、行政の双方にとって重要な機能を果たす地域コミュニティですが、人口減少、高齢化、価値観の多様化や帰属意識の低下などにより、全国的に弱体傾向にあるといわれ、本市も例外とはいえない状況です。また、行政からの依頼業務等が関係者にとって大きな負担となり、本来の地域づくり活動の妨げになっているとの指摘もあり、その対策が求められています。

(2)目的

このような視点から、地域コミュニティは、今後、持続可能な地域社会を構築するうえで、ますます重要な機能を担うことが予想され、その維持・活性化が極めて大きな課題であるといえます。

その解決に向けては、人口減少、高齢社会を前提とした地域運営の仕組みづくりが不可欠であり、市民、地域、行政が互いに手を取り合って支え合うための、今後の共通の指針として基本方針を策定するものです。

また、本市特有の事情として、地域コミュニティの行政支援内容等が旧市町

村時代のままとなっているものが多いことから、地域事情に配慮しつつ、一定 の整理も併せて行うこととします。

なお、鶴岡市総合計画基本計画では、地域コミュニティの施策について以下 のとおり定めており、当基本方針は、関連する諸計画と連携しながらこの内容 を推進するための取り組みの方向性を示す役割も担うものです。

~鶴岡市地域コミュニティ基本方針の位置づけ~

鶴岡市総合計画

基本計画

第1章 それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、 一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

- (1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成
- (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり
- (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成

総合計画の推進のための取り組みの方向性を示す

鶴岡市地域コミュニティ基本方針

瞬间巾地域コミエーアイ基本力町

地域コミュニティの維持・活性化に向けた、 市民、地域、行政の共通の指針

持続可能な地域社会を構築するうえで重要な役割を担う

基本方針の推進

地域の特色や事情に配慮した推進方策として、 地域ごとの推進計画を策定

地域コミュニティ推進計画(仮称)

行政の各種計画行財政改革大綱

連携

2 地域コミュニティの現状・課題

(1)地域コミュニティ実態調査の概要

市町村合併によって広大な市域となった本市では、地域コミュニティの実態も異なることが予想されたため、関係者の協力を得て実態の調査を実施した結果、組織の規模や立地環境により課題の性格や深刻度合いが異なるなど、多様な実態にある様子が伺われます。なお、共通性がみられる内容は以下のとおりで、背景には、人口減少高齢化と生活スタイルの多様化・個々の意識の変化などがあると考えられます。

一共通性のある実態ー

①自治組織やその活動に関すること

- ▶ 自治組織への未加入問題(特にアパートや転居者)。
- ▶ 人口減少高齢化や生活維持の困難な世帯の増加などの要因による役員 などの成り手不足や担い手減少と、それに伴う住民の負担増。
- ▶ 人口減少により公民館や神社などの維持管理が困難、伝統芸能の継承が困難。
- ▶ 話し合いの機会が減少し、地元の課題が共有されない。
- ▶ 役員が短期間で変わる事により、中長期的な取り組みができない。
- ▶ 自治組織の事業がマンネリ化し住民のニーズに合っていない。
- ▶ コミセン、単位自治組織、各種団体における連携調整不足。
- ▶ コミセン、地区公民館の活動が趣味や教養に重点がおかれ、課題解決 の取組みとなっていない。
- ▶ 個人情報保護の過剰反応が自治組織の活動の障壁になっている。
- 自主防災活動の停滞、日中の消防体制の確保。
- ▶ 行政依頼業務の増加、違反ゴミ、空き家対応などが、役員の多忙や負担の要因となっている。

②自治組織以外のこと

- ▶ 行事を煩わしいと感じる人が増え、市街地への転居の要因ともなっている。
- 近所付き合いの希薄化。
- ▶ 老人クラブなど各種団体の活動低迷や廃止。

- ▶ 就学、就職を機会に若者が転出し、若者の世代が減少している。
- 未婚者の増加による後継者確保の問題。

(2)地域ごとに異なる地域コミュニティの仕組みや行政支援の内容

地域コミュニティに関する仕組みや行政支援の内容は、市町村合併し7年以上を経た現在も、従来のまま継続されているものが多数あります。

一主な相違事項ー

① 補助制度等

単位自治組織に対する運営補助制度の有無や内容、防犯灯の整備や維持管理に対する支援の有無や内容、自治公民館の維持管理や活動に対する支援制度の有無や内容などの違いがあります。

②市と単位自治組織の代表者の関係(区長等の特別職制度の有無)

単位自治組織の代表者が市の非常勤特別職(報酬あり)を兼ねて、行政連絡業務等を担っている地域と、そうした制度のない地域があります。

③広域的な地域活動の状況や施設の設置状況

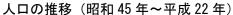
概ね小学校区程度をエリアとする広域的な地域活動がみられる地域と、そ うした活動のない地域があります。また広域的な活動拠点を所管する部署(市 長部局、教育委員会)や、管理体制(指定管理、市直営)の相違があります。

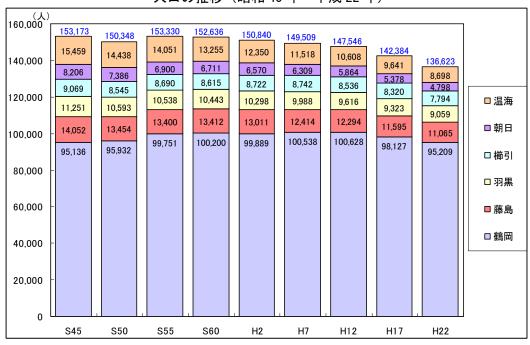
| | | 鶴田 | 担 | 担 | !!! | Į Į | | ii ii |
|---|-----------|---------------------------|-------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------|----------------------|
| | | 市街地 | 郊外地 | 唐紫 | 分赤 | (A) 7 | 日辞 | 一种 |
| 単位自治組織名 (組織数) | 田織名 数) | 町内会 (102) | 町内会,住民会 自治会 (148) | 町内会 (61) | (71) | 地区自治会 (21) | (38) | 自治会 (27) |
| 代表者名 (特別職制度) | -名 训度) | 町内会長 (一) | 町内会,住民会 自治会長 (一) | 町内会長 (〇) | 区長(〇) | 区長(〇) | 駐在員 (〇) | 自治会長 (一) |
| 連合組織名 | 戴名 | 町内会連合会 | | 町内会長連絡 協議会 | 区長会 | 区長会 | 駐在員連絡協議会 | 自治会長会 |
| 広域組織 (組織数) | [織 牧) | コミュニティ振興会 協議会 (6) | 自治会, 自治振興会 (15) | I | I | I | I | I |
| 広域活動拠点名称 (館数) | 点名称) | (9) ベ ル ミロ | (15) 他 <i>ベ</i> ユ≡⊏ | 地区公民館 (5) | 地区公民館 (4) | 地区公民館 (1) | 地区公民館 (3) | 地区公民館 (自治公併用)(5) |
| 拠点の管理体制 | 里体制 | 広域組織 (指定管理) | 広域組織 (指定管理) | 市直営 | 市直営 | 市直営 | 市直営 (非駐在) | 地元自治会 (自治公として) |
| 自治会活動補助金 | 補助金 | 鶴岡市町内会 運営事業補助金 | 鶴岡地域住民会 等運営交付金 | 1 | I | 旧櫛引町集落 自治振興交付金 | 朝日地域行政 運営交付金 | 旧温海町自治会 総合交付金 |
| 連合組織 | 運営補助 | 鶴岡市町内会 | 1 | 町内会長連絡 | I | ı | I | I |
| 活動 補助金 | 研修補助 | 建心宏 事業補助金 | - | SDNN 運営補助金 | 羽黒区長会研修 補助金 | 櫛引区長会研修 事業補助金 | 朝日地域駐在員 研修事業補助金 | I |
| | 運営補助 | 公民館類似施設整備等 補助金(ソZハ) | 施設整備等 (ソフト) | ı | I | 櫛引地域生涯学習事業 費補助金 | I | 公民館類似施設 事業振興費補助金 |
| 自治公民館活動支援 | | 多百分半因或口 | ☆ 報刊 杯号25 2争 第 | | 公民館 | 公民館類似施設整備等補助金(ハード) | (-k) | |
| | 建設補助 | ロ鷗回ココム氏語対欧ル政 資金融資あつ旋制度 | 6.対及の過数を乗りるし旋制度 | 新築;3割 500万上限 改修;3割 75万上限 | 新築;5割 500万上限 改修;5割 200万上限 | 新築;1/3 300万上限 改修;1/3 33.3万上限 | 新築;5割 1,000万上限 改修;1/3 700万上限 | 新築;なし 改修;1/3 上限なし |
| 氏がた事の影 | 集落内 | 防犯灯料補助金 | 斗補助金 | ı | Ι | - | | ◁ |
| じょうじょう 电 スピイイ | 集落間 | (95%) | 補助) | # | # | 市 | 、 即1.1政建占 交付金) | (一部総合交付金) |
| 防犯灯新設 | 集落内 | 旧鶴岡市街路灯補助金(1/2補助、上限あり) | 路灯補助金 、上限あり) | Æ | 旧羽黒町 防犯灯 整備補助金 (1/2補助、上限無し) | 旧櫛引町 防犯灯施設 整備事業 補助金 (1/3補助,上限無し) | ŧ | Æ |
| | 集落間 | 中 | 4 | 中 | 中 | 市 | | |
| 防犯灯更新 | 集落内 | 旧鶴岡市街路灯補助金(1/4補助、上限場) | 路灯補助金 . 上限あり) | ı | 旧羽黒町 防犯灯 整備補助金 (1/2補助、上限無し) | - | 中 | Æ |
| | 集落間 | | | 中 | 中 | 市 | _ | |
| において体統 | 集落内 | | ı | 1 | - | _ | ı | ļ |
| は ないしん はん | 集落間 | | | Æ | F | # | | |
| 衛生業務交付金 | 交付金 | 衛生業務交付金 | 务交付金 | | I | | | |

(3) 鶴岡市の人口、世帯数の推移と今後の見込み

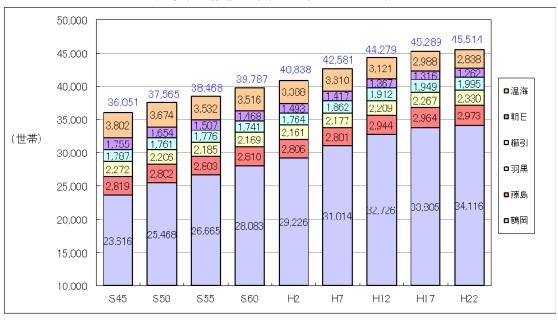
本市の人口はこれまでも減少傾向にありましたが、世帯数について従来は微増、現在では横ばい傾向にあります。これは世帯分離の進行などによるもので、 結果として高齢者のみ世帯の割合が増加しています。

①人口・世帯数の推移 (国勢調査数値)



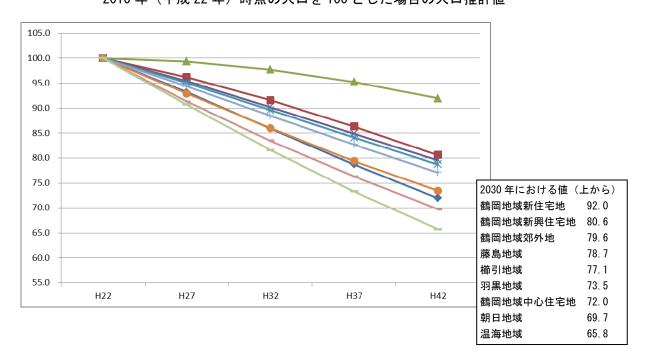


世帯数の推移(昭和45年~平成22年)

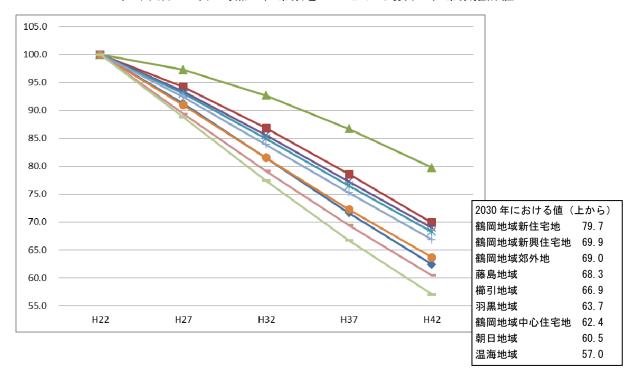


また、本市の人口等を国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に独自推計した結果をみると、今後は人口以上に世帯数の減少幅が大きくなることが見込まれています。町内会や自治会組織は、世帯による加入が基本となっているため、将来の組織運営に大きな影響が予想される状況です。

②将来人口・世帯数の推計(国立社会保障・人口問題研究所予測を独自集計) 2010年(平成22年)時点の人口を100とした場合の人口推計値



2010年(平成22年)時点の世帯数を100とした場合の世帯数推計値



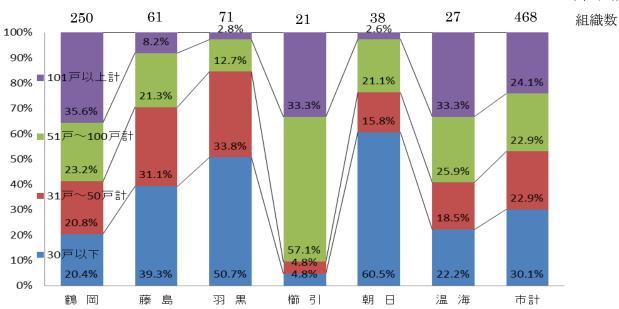
(4) 単位自治組織の規模別割合と高齢化の状況

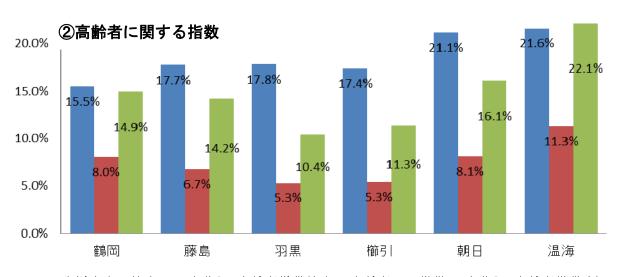
本市には単位自治組織(町内会、自治会等)が合計で468組織あり、構成世帯数をもとに組織規模の分布を集計したものが下記のグラフ(平成24年4月1日現在)で、地域的な相違はあるものの、総じて比較的小規模な組織が多い状況です。全市的にみても、50世帯以下で構成される組織が5割を超え、今後世帯数の減少が加速することが見込まれるなか、組織運営への影響が懸念されます。

また、地域別に高齢化の状況をみると、75歳以上の割合は15%~21%と高齢 化の進行が伺われます。

①単位自治組織の規模別分布

単位自治





■75歳以上人口比率 ■一人暮らし高齢者世帯比率 ■高齢者のみ世帯(一人暮らし高齢者世帯含)

第2章 基本方針の内容

1 地域コミュニティづくりの理念

現在の日本社会は、国全体の人口が減少に転じるとともに、世界が経験したことのない高齢社会に突入しました。加えて、政治経済の混迷が続き、明るい展望が描きにくい社会になっています。

市民が、安全・安心に、そして明るく生き生きと心豊かな生活を送るためには、今改めて、人と人との繋がりを見つめ直し、地域コミュニティの再構築に取り組む必要があります。

《基本理念》

市民がまちづくりの主役として、個性あふれ豊かさを実感できる 地域社会を築く地域コミュニティの構築

《目指すコミュニティ像》

- ○笑顔であいさつを交わす心の通った地域コミュニティ
- 〇より良い地域環境を築くため、 皆が力を合わせる地域コミュニティ
- 〇地域課題の解決に向け、 住民が主体的に取り組む確かな地域コミュニティ
- 〇地域ごとの異なる文化や歴史を尊重し、 個性あふれる地域コミュニティ

2 地域コミュニティが果たす役割と目指す姿

(1) 地域コミュニティの果たす役割

①まちづくり活動の主体となる地域コミュニティ

自分たちの身の回りの課題を解決したり、魅力ある環境づくりを目指したりするまちづくり活動は、地域の事情やニーズを一番良く理解している住民自身が関わることで、満足度の高い成果を期待できるものであるため、これからのまちづくりについては、より地域コミュニティが主体となって取り組みます。一方、行政は地域コミュニティと一層の協調・協力に努め、活動を支援します。

②年齢やライフステージに応じて活動に関われる地域コミュニティ

就業形態やライフステージによっては、実質的に地域活動への参加協力が難しい場合も見受けられることから、少年期、青年期、中年期、壮年期といった各年齢期や、就業、結婚、子育て、退職など各々のライフステージの変化に応じて柔軟に活動に参加できる環境づくりを進めます。

(2) それぞれの単位の目指す姿

地域コミュニティを構成する単位は、個人・家庭から、隣近所、単位自治組織などがあり、様々な範囲を単位とするものの重層的な構造となっています。 ここでは、それぞれの単位において果たす地域コミュニティの機能と、望まれる姿を以下のとおり定めるものです。

①個人・家庭

それぞれの自治会・集落そして地域を将来にわたり維持していくためには、 後継者の定住が不可欠であり、幼少期から子どもたちの郷土愛が育まれる家 庭環境づくりに努めます。また、家族がコミュニティ活動に積極的に取り組 むためには、家庭内の安定と家族の理解と協力が必要であり、コミュニティ 活動の有益性と、それに参加・協力する行為が尊いものであることについて、 市民一人ひとりの共通認識を深めます。

②隣近所や隣組

昔から「向こう三軒両隣」、「遠くの親戚より近くの他人」といわれるよう

に、いざというときに頼りになるのが近隣関係です。また、近隣との良好な 近所付き合いは、日常の穏やかな暮らしにもつながるものであり、日ごろか ら互いに気を配り良好な近所関係を構築します。

③単位自治組織(町内会、住民会等)

最も身近な自治組織として、誰もが加入・参加しやすい組織づくりや活動が行われ、環境整備、親睦事業、生涯学習事業のほか、防災・助け合い活動等、個人では解決できない課題の解決にも活発に取り組みます。また、住民と行政との繋ぎ役として行政情報の伝達や住民要望の集約などの機能も担うとともに、単位自治組織だけで解決できない問題については、他の単位自治組織との連携や、広域的なコミュニティ組織や行政との連携により解決に取り組みます。

④広域的なコミュニティ組織

概ね小学校区や地区公民館などの区域を範囲とした自治組織で、単位自治組織と同様に、住民と行政との繋ぎ役を果たすとともに、単位自治組織等で取り組むことが難しい広域的課題の解決や生涯学習の推進、地域の資源を活用した地域づくりや、災害に強い地域づくりのほか、単位自治組織と密接に連携した機能補完や、地域活動のコーディネート機能等を発揮します。また、広域的なコミュニティ組織単位で解決できない問題については、行政と連携し解決に取り組みます。

3 自治組織に望まれる取り組みや機能

(1) 単位自治組織

一概要一

市内には現在468の単位自治組織がありますが、農村・漁村地域、中山間地、市街地などの立地条件や、組織の規模等により、活動内容が異なっています。

役員選出においては、輪番制で定期的に入れ替わる組織と、互選で選出し長期的に役を担う傾向の組織があったり、自治会活動と生涯学習活動(自治公民館活動)との関連性も組織ごとに異なっていたりし、また会長の役割にも相違がみられます。

いずれの場合においても、少子高齢化や帰属意識の低下などより、活動の担い手が減少傾向にあり、一部の役員等の負担が増しています。今後、持続可能な活動を目指すうえで、担い手を確保することが多くの組織において、共通の課題となっています。

-望まれる取り組みや機能-

①誰もが参加できる開かれた活動

市街地などでは、「町内会がどのような活動をしているかわからないので、 参加したこともないし会費も払いたくない、加入したくない」という声も聞 かれます。活動への関心が生まれ、誰もが参加、協力しやすい工夫や体制づ くりが大切です。

- ▶ 総会資料などの作り方に工夫を加え、活動方針や重点的な取り組みを明示したり、広報紙を作成・配布し自治会活動を周知したりするなど、活動への理解やコミュニティ意識の醸成を図る取り組み。
- ▶ 役員交代や協力体制のルール化など、組織体制、任期の定め方などの 点検・見直し。

②「話し合い」の機会の創出

担い手や参加者の減少等を受けて、既に活動内容を見直して事業を減らした町内会等では、「寄り合いが減り、地域の問題点などの実態がわかりづらくなっている」という指摘もあります。住民の参加意欲を高めるうえで、地域の課題や取り組み方針を共有することが大事です。

- 地域づくりの基礎となるコミュニケーションを促進し、情報を共有するための話し合いの機会の確保。
- ▶ 単なる承認手続きの場に止まらず、実質的な話し合いの機会となり、 事業内容に反映される話し合いの場づくり。

③無理のない活動

人口減少や高齢化等により担い手が不足する中、従来どおりの活動を維持することにこだわり過ぎると、会費の増額や担い手の負担の増加が避けられないことから、必要に応じた活動の見直しも大切です。

▶ 住民の合意に基づき活動の優先順位や内容の見直しを行い、組織の実態に応じた「無理のない」運営の実現。

④人材発掘·育成

「人材はいないのではなく、探せないだけ」という指摘もあります。地域活動に関心はあっても「きっかけ」がないために結果として関われていない人もいるはずであり、新たな人材を発掘、育成することが大事です。

- ▶ 定年退職した人や、結婚や転勤などに伴い、新しく住民になった人で も、気軽に参加できる機会の提供。
- ▶ 仲間づくりや参加者の拡大を図るため、あきらめずに誘い続ける「声がけ」の実践。
- ▶ 子どもたちが成長した際、「ここで暮らしていきたい」と思えるような 郷土愛を育む地域活動の実践。

(2) 広域的なコミュニティ組織

一概要一

本市では、組織の有無に関わらず、小学校区や地区公民館など単位自治組織の枠を超える広域的なエリアを単位とした生涯学習事業や自治活動が取り組まれています。

人口減少や高齢化などにより単位自治組織の機能維持が難しくなっている昨 今、広域的な取り組みへの期待が高まっていることから、今後は、単位自治組 織や各種団体等とも連携した広域的なコミュニティの組織化や、活動基盤の強 化が望まれます。

なお、鶴岡地域では、30 数年前から小学校区を単位とする広域的なコミュニティ組織が設置され、活動拠点であるコミュニティセンターの管理者として施設内に事務局を置きながら、地域活動を担ってきました。

広域的なコミュニティ組織においては、単位自治組織に望まれる取り組みとして挙げた、「①誰もが参加できる開かれた活動」から「④人材発掘・育成」までのほか、次のような取り組みの推進が望まれます。そして、その事務局は、住民により近い立場にある地域活動の専門家として、今後の地域づくりにおいて重要な役割を担うことが期待されます。

-望まれる取り組みや機能-

①地域課題の把握と解決に向けた取り組み

- ▶ 地域の課題を整理し、取り組みに反映するため、住民の声を反映した 地域ビジョンづくり。
- 地域課題の解決に向け、地区内の単位自治組織や、各種団体、人材等の地域資源を生かした取り組みや、必要に応じて行政と協調した事業の実施。

② 単位自治組織の支援や機能分担

▶ 少子高齢化に伴い、今後縮小傾向が見込まれる単位自治組織の機能を 補完したり、より積極的に機能分担を進めたり、適切な支援やアドバイ スをしたりすることができる体制づくり。

③市民活動の育成やコーディネート

- ▶ 地区内でそれぞれの目的のため活動を行うサークルやPTA等の組織 や団体の設立の支援や、活動しやすい環境の整備。
- ▶ 組織や団体相互の交流や他の地域活動への関わり合いを設けるなどし、 住民の活動の場を広げるコーディネート機能の発揮。

4 行政による主要な取り組みと施策の概要

一取り組みの視点ー

引き続き人口減少、高齢化の進行が予想される中、市民ニーズや地域課題は 多様化・増加が見込まれます。また、地域コミュニティ活動の担い手は減少傾 向にあり、行政側も人員、予算の縮減が避けられない状況です。

このようなことを踏まえ、将来にわたり安心して暮らせる地域づくりを担う 地域コミュニティを維持・活性化するには、市民、地域、行政が協調・協力し、 総合力を発揮する新たな枠組みを構築する必要があります。

(1)地域課題を解決に導く地域コミュニティ支援の推進

住民が安全・安心に暮らしていくことのできる地域社会を構築するため、市 民、地域、行政が新たな協調関係を構築し、地域課題の解決に向けて役割を分 担し、適切に取り組む協働の体制づくりが求められます。

一施策の概要ー

①協働の体制づくり

市民生活に密着した行政施策の実施にあたっては、自治組織と連携し、役割分担しながら取り組んでいます。しかし、既に決まっている施策への「協力」を求める場合も多く、「自治組織は行政の下請け組織ではない」、「行政依頼業務の多さが役員のなり手のいない一要因」との批判もあります。

今後、限られた資源(予算、人材)で最大の成果(市民満足度)を生むため、優先的に取り組む課題、解決に向けた手法、予算、役割分担について、市民や地域の声をこれまで以上に施策に反映することができる、新たな協働の体制づくりが求められます。

その際、地域コミュニティの活動が多岐にわたることに鑑み、行政は組織の縦割りの弊害の解消に努め、組織を挙げた取り組みを一層推進します。

なお、藤島、羽黒、櫛引、朝日の各地域では、単位自治組織の代表が市の特別職を兼ね、行政施策の円滑な推進等に大きな責務を担ってきましたが、 今後、一層地域コミュニティに求められる役割が増す中、代表個人への負担 が増すことのないよう、また協働の裾野を広げるため、制度を見直します。

②地区担当職員制度の導入

地域コミュニティにはそれぞれ固有の背景と課題があり、一通りの施策では解決できないことが予想されます。行政は地域コミュニティ組織に寄り添い、ともに地域の実態をつぶさに把握し、地域が主体的に地域づくりに取り組むうえで、行政が持つ情報やノウハウ等を生かせるよう、地区担当職員を配置します。なお、制度の導入にあたっては、職員と関係者が取り組みを通じて、ともにスキルアップできる枠組みづくりを目指します。

③各種補助金の総合交付金化

単位自治組織に対しては、行政の複数の部署から様々な目的で補助金等が交付されています。このため、交付申請や実績報告のための手続きが役員の負担要因となるとともに、予算の使途も目的別に限定されている状況にあります。こうしたことから、各種補助金等をまとめて交付する「総合交付金」に再編することで自治組織の負担を軽減するとともに、地域事情に応じた取り組みが推進される交付金制度を創設します。また、これに合わせ、区長等の報酬については、総合交付金に包含します。

④生涯学習事業のステップアップ

住民自治組織による生涯学習事業は、これまでの取り組みにより得られた知識や人と人との繋がりを土台とし、さらに一歩進んで地域課題の解決などの「地域づくり」につながるよう、補助金等を含めた行政支援や事業のあり方を検証し、必要な見直しを行います。

(2) 広域的なコミュニティ機能の強化

本市の 468 の単位自治組織は、50 世帯以下で構成される比較的小規模な組織が過半を占め、人口減少や高齢化の影響を受けやすいと考えられます。このため、単位自治組織の機能を補完するとともに、これからの創造的な地域づくり活動などの中核的な担い手として、広域的なコミュニティ組織を設置・育成するなど、重層的な地域コミュニティの構築を推進します。

一施策の概要ー

①広域的なコミュニティ組織づくりと育成支援

▶ 少子高齢化の進行等により縮小傾向が見込まれる単位自治組織の機能

を補うとともに、地域づくりや課題解決など創造的な活動を担う「地域 自治」の要として、小学校区や地区公民館等の区域を単位とした広域的 なコミュニティ組織づくりを推進します。

▶ 設立して約30年が経過した鶴岡地域のコミュニティ組織については、 社会状況の変化に応じた地域課題の把握やその解決のための取り組みの 拡充が求められます。このため、これまでの活動を踏まえ、活動に携わ る参加者の輪を広げるとともに、互いを繋ぎ、活動基盤の強化を図る取 り組みに対する支援を強化します。また、特に市街地においては、関係 団体との連携強化に向けた取り組みを支援します。

②広域的なコミュニティ活動の拠点の整備

- ➤ 社会教育施設である地区公民館は、広域的なコミュニティ組織が管理する総合的な地域活動の拠点施設「地域活動センター(仮称)」として、発展的に再編します。
- ▶ 新たな拠点施設の管理運営は、広域的なコミュニティ組織が担い、自ら取り組む生涯学習事業をはじめ、福祉、防災、地域づくり活動等の拠点となることを目指します。
- ▶ なお、従来からの公民館活動の成果やノウハウについては、地域活動 センター(仮称)の活動に引き継がれるよう配慮することとします。

5 行政による地域コミュニティ関連施策

地域コミュニティ活動は市民生活の全般に関わるものであり、行政は組織を 挙げて関連施策の推進に取り組む必要があります。

次に挙げる施策は、地域コミュニティの維持・活性化のために行政として今 後取り組むべきもの一例であり、今後、一層の推進に努めていきます。

なお、事業の実施にあたっては、地域にとって過重な負担にならないよう、 また、地域事情に沿った内容とするため、関係者の考えを聴きながら取り組む こととします。

一施策の内容ー

①人的、財政的支援

地域コミュニティが住民の安全・安心・快適な暮らしの維持に不可欠な機能を担っていることに鑑み、積極的、創造的な取り組みを喚起・推進するための財源確保や人的な支援を推進します。

②人材育成、市民意識啓発

活動促進のための知識やファシリテーション(話し合いの活性化)技能の 習得を目指した研修事業など、地域の人材育成を行うとともに、市民意識の 啓発活動を推進し、全市的に取り組むことが効果的な事業を実施します。

③情報収集と提供

市内外のコミュニティ活動の事例のほか、国や県、各種団体の活動支援策等に関する情報を収集し、適時適切に関係者に提供します。

4 コーディネート機能の発揮

自治組織等の活動の活性化に向けた地域内の話し合いや、事業の企画立案に対し、適切な助言や支援ができる体制づくりを推進します。また、様々な分野で活動の範囲を広げている「テーマコミュニティ」といわれるNPOやボランティア団体等、あるいは地元の大学等と地域コミュニティ活動とが連携できるよう支援します。

⑤災害に強い地域づくりの推進

災害に対する防災体制の強化を図るため、自主防災活動のリーダー育成や活動の支援、自主防災組織と消防団の連携体制を推進するほか、消防団OBによる「消防団活動協力員制度」の普及等を推進します。

⑥福祉によるまちづくりの推進

今後の地域コミュニティの主要な課題である高齢者等の要支援者の支え合いについて、行政や、民間事業者などを含む多様な主体が連携しながら、福祉活動を通じたまちづくりを推進します。

⑦居住環境の改善

市内全域で空き家が増加傾向にあるため、空き家条例に基づく良好な住環境の維持向上を図るため適正管理と利用促進を進めます。また、空洞化が著しい中心市街地については、民間事業によるランドバンク事業(小規模区画再編事業)を支援し、行き止まり道路や狭隘道路を解消し、住環境の改善を図ります。

⑧産業の振興や就業の場の確保の推進

若者が地元に定住できるよう、地域に密着した農林水産業の振興を図るなど各種産業振興を推進します。

また、豊かな森林文化や食文化等の地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムやブルーツーリズムはじめ人的交流の促進を通じた新たな地域振興策を推進します。

⑨地域とつながる学校教育の推進

子どもの教育においては、これまでも学校、家庭、地域がそれぞれ役割を 担ってきました。教育環境の整備のため学校適正配置の取り組みが進められ ていますが、今後とも、将来を担う子どもたちが、より良い環境のもとで生 き生きと育ち、一人ひとりの心と地域がつながる学校教育を目指します。

⑩生涯スポーツの推進

青少年の人格形成や健康で充実した市民生活を増進するとともに、明るく活力に満ちた地域づくりに寄与するスポーツについては、市民一人ひとりがその目的や志向に応じていつでも親しめる環境の形成を推進します。

⑪伝統文化・民俗芸能等の伝承・育成の支援

地域に受け継がれる伝統文化や民俗芸能等は、その活動を通じて地域コミュニティの維持・形成に大きく寄与しています。引き続き伝統文化・民俗芸能等が次世代へ継承されるよう、担い手の育成など活動支援を推進します。

⑫後継者確保の推進

持続的な地域活動には後継者の確保が欠かせないため、子育てしやすい環境づくりや、結婚に向けた活動への支援、IJU ターン者の定住促進事業等を推進します。

(13)その他

以上に掲げた施策のほか、コミュニティビジネスの推進支援など、地域コミュニティの維持や活性化に有効な施策を積極的に推進します。

第3章 基本方針の進め方

1 基本方針の進め方

(1) 市民、地域、行政による推進体制の構築

地域コミュニティの維持・活性化のためには、市民、地域、行政の三者の協調、協力のもと、不断の取り組みが求められます。従って、この基本方針に位置づけられた主要な行政施策の推進にあたっては、外部関係者を含む地域コミュニティ活性化推進委員会(仮称)を設置し、市民や地域の意見を反映しながら取り組むこととします。

(2) 地域事情に配慮したコミュニティ施策の推進

本市は広大な市域に多様な風土・歴史を有し、自治組織についても地域ごとに異なる活動が展開され、異なる支援施策が講じられてきた経過があるため、地域ごとに地域事情に配慮したきめ細かな施策を推進します。

① 6地域ごとの「地域コミュニティ推進計画(仮称)」の策定

基本方針に主要な施策として位置づけた取り組みの推進にあたっては、鶴岡地域から温海地域までそれぞれの特色や事情に配慮した推進方策をまとめます。

②地域庁舎機能の見直し

地域コミュニティの活性化に向けた組織体制を構築するとともに、庁舎スペースを市民の交流や活動の場として提供し、活動の促進を図ります。

付属資料

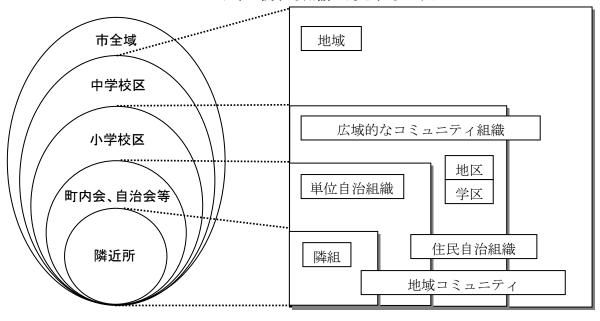
(用語の解説、策定の経過等)

用語の解説

地域コミュニティ基本方針の中で使っている用語について、下記のとおり定義します(一般的な言葉の意味とは異なる場合があります)。

| 用語 | 解説 |
|----------|--------------------------------|
| 地域コミュニティ | 一般的には居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会のこ |
| | と。生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。こ |
| | こでは地域社会を運営するうえで相互に連携を図りながら協力し |
| | あう個人・家庭、町内会等の自治組織、関係団体などの多様な主体 |
| | を包含した共同体を指す。 |
| 地域 | 鶴岡地域、藤島地域などの表記の場合は、合併前の旧市町村のエリ |
| | アを意味し、鶴岡地域以外では中学校区と一致する。また、地域コ |
| | ミュニティなどとして用いる場合は、住民相互の交流が行われてい |
| | る地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。文脈によって |
| | 意味が変化する。 |
| 地区 | 概ね小学校区や地区公民館のエリアを指す。鶴岡地域の市街地では |
| | 「学区」ともいう。 |
| 住民自治組織 | 個人もしくは世帯が会員となっている住民組織の総称。 |
| 単位自治組織 | 町内会、自治会、住民会等を意味する。主に、広域的なコミュニテ |
| | ィ組織(次項)との対比で使われる。 |
| 広域的なコミュニ | 概ね小学校区や地区公民館のエリアでの町内会・サークル組織・各 |
| ティ組織 | 種団体などで構成される組織。複数の町内会や自治会等にまたがる |
| | エリアのコミュニティ組織を指す。 |
| コミセン | コミュニティセンターの略。地区の活動拠点として住民にとって身 |
| | 近な施設で、現在は主に鶴岡地域に設置されている。 |

コミュニティに関する用語と対応するエリア



策定の経過

| 平成 24 年 | 1月23日 | 第1回策定幹事会 |
|---------|---------|------------------------|
| | 3月13日 | 第1回地域コミュニティあり方検討委員会 |
| | | ・地域コミュニティの現状と課題について |
| | 4月18日 | 第2回策定幹事会 |
| | 4月26日 | 第2回地域コミュニティあり方検討委員会 |
| | | ・主要な施策の方向性について |
| | 6月22日 | 第3回策定幹事会 |
| | 6月29日 | 第3回地域コミュニティあり方検討委員会 |
| | | ・基本理念、構成案について |
| | 8月27日 | 地域コミュニティあり方検討委員会研修事業 |
| | | ・第二学区コミュニティ防災センター、広瀬地 |
| | | 区公民館での現地視察研修 |
| | 10月23日 | 第4回策定幹事会 |
| | 10月30日 | 第1回策定検討会議 |
| | 11月5日 | 第4回地域コミュニティあり方検討委員会 |
| | | ・基本方針の素案について |
| | 11月~12月 | 各地域審議会等での基本方針の素案ついての説明 |
| 平成 25 年 | 1月15日 | 第5回策定幹事会 |
| | 1月21日 | 第2回策定検討会議 |
| | 1月29日 | 第5回地域コミュニティあり方検討委員会 |
| | | ・基本方針の案について |
| | 1月31日 | 地域コミュニティ検討委員会から市長へ提言 |
| | 2月1日 | 市議会議員全員協議会 |
| | 2月12日 | パブリックコメント(意見募集) |
| | ~3月8日 | |
| | 3月18日 | 第6回地域コミュニティあり方検討委員会 |
| | | ・基本方針の策定について |
| | 3月 日 | 基本方針の策定・公表 |
| | | |

【鶴岡市地域コミュニティあり方検討委員会】

(敬称略)

委員長 小沢 亙 山形大学農学部教授

副委員長 山田 登 鶴岡市町内会連合会会長

本間 仁一 鶴岡市自治振興会連絡協議会会長

佐藤 金一 鶴岡市コミュニティ組織協議会会長

安藤 良昭 藤島町内会長連絡協議会会長

数馬 昭一 藤島公民館長

佐藤 進 羽黒区長会会長

工藤 精 泉地区公民館長

前田 勝 櫛引区長会会長

平藤 博巳 鶴岡市櫛引自治公民館連絡協議会会長

佐藤 正 朝日地域駐在員連絡協議会会長

渡部 政治 朝日東部公民館長

奥井 厚 温海地域自治会長会会長

斎藤 徹 あつみスポーツクラブネクサス理事長

富樫 毅 鶴岡市社会福祉協議会会長

渡部 芳幸 鶴岡青年会議所理事長

竹内 峰子 鶴岡市児童福祉審議会会長 鶴岡市ウィメンズフォーラム事務局長

中野 律 鶴岡まちづくり塾藤島地域リーダー

早尻 正宏 山形大学農学部准教授

武田真理子
東北公益文科大学准教授

(前委員) 五十嵐寅吉 鶴岡市自治振興会連絡協議会会長

(前委員) 富樫 啓二 鶴岡市コミュニティ組織協議会会長

【庁内策定組織】

(平成25年3月現在)

○鶴岡市地域コミュニティ基本方針策定検討会議○

副市長 (座長) 藤島庁舎支所長 総務部長 羽黒庁舎支所長 企画部長 櫛引庁舎支所長 市民部長 朝日庁舎支所長 健康福祉部長 温海庁舎支所長

環境部長消防長農林水産部長教育部長商工観光部長水道部長

建設部長

○鶴岡市地域コミュニティ基本方針策定幹事会○

総務部職員課長藤島庁舎総務企画課長

調整課長総務企画課主幹

企画部企画調整課長羽黒庁舎総務企画課長

地域振興課長総務企画課主幹

市民部防災安全課長 櫛引庁舎総務企画課長

健康福祉部福祉課長総務企画課主幹

健康課長
朝日庁舎総務企画課長

長寿介護課長総務企画課主幹

環境部環境課長温海庁舎総務企画課長

農林水産部農政課長総務企画課主幹

建設部土木課長教育委員会社会教育課長

○事務局○

市民部コミュニティ推進課